

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	令和2年4月13日 01時20分ごろ
発生場所	石川県七尾市大泊鼻北東方沖 下佐々波港北防波堤灯台から真方位118° 2.7海里付近 (概位 北緯36° 59.5′ 東経137° 05.9′)
インシデントの概要	貨物船 ^{シルバードリーム} SILVER DREAMは、航行中、航行不能となって安全が阻害された。
インシデント調査の経過	令和2年4月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 SILVER DREAM（シエラレオネ共和国籍）、2,039トン 9359222（IMO番号）、EAST LINE SHIPPING (HONG KONG) LIMITED
乗組員等に関する情報	船長（ロシア連邦籍）、締約国資格受有者承認証 船長（シエラレオネ共和国発給） 機関長（ロシア連邦籍）、締約国資格受有者承認証 機関長（シエラレオネ共和国発給）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 5、視界 不良 海象：波高 約3.5m 富山県高岡市には、4月12日10時21分に波浪注意報が、21時06分に暴風警報が発表されていた。
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか13人が乗り組み、京都府舞鶴市舞鶴港を出航し、富山県 ^{ふしぎ} 伏木富山港に向け、約5.8ノットの対地速力で航行していた。 本船は、低気圧が日本南方を発達しながら東北東進しており、粗悪な燃料油の使用が主因と推測される過給機の性能低下等により主機の回転数を十分に上げることができず、航行を続けたところ、主機の運転状況が更に悪化してきたので、船長が航行を諦めて衛星通信で遭難信号を発した。 本船は、ロシア連邦の救助調整本部（RCC）からの情報に基づき来援した海上保安庁船艇及び航空機が見守る中、伏木富山港沖に複数展開される定置網群付近を航行した後、主機を運転した状態で巡視船によりえい航が開始された。 本船は、14日午後にえい航が引き継がれ、伏木富山港の岸壁に到着した後、乗組員が修理を行った。

<p>分析</p>	<p>本船は、暴風警報が発表され、低気圧が本州南方沖を発達しながら東北東進する状況下、粗悪な燃料油を使用していたことに起因する主機構成機器の性能低下により、主機の出力を十分に上げることができない状態で船長が運航を続けたことから、航行が困難となり、安全が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、暴風警報が発表され、低気圧が本州南方沖を発達しながら東北東進する状況下、粗悪な燃料油を使用していたことに起因する主機構成機器の性能低下により、主機の出力を十分に上げることができない状態で船長が運航を続けたため、航行が困難となったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、本船の推進力に不安がある際には安全を十分に確保した航行計画を立案し、海象気象の変化に対応できるよう余裕を持った避航動作をとること。 ・ 船舶所有者及び機関取扱者は、使用する燃料油の性状を十分に把握し、粗悪な燃料油を機関に使用しないよう努めること。 ・ 船舶所有者、外国籍の船長が運航する船舶を扱う船舶代理店等の担当者は、本船が不安全な状況に陥る可能性がある場合には、気象情報や港湾事情等の情報を綿密に提供し、必要に応じて推奨される航路等のアドバイスを行うことが望ましい。